

お電話での問い合わせが困難な方は、お名前、FAX番号を明記の上、下記までご連絡ください。担当へおつなぎします。広報広聴課 FAX 083-934-2643

▼ 本庁舎・山口 (〒753-8650 龍山町2-1) ☎ 083-922-4111
 ▼ 小郡 (〒754-8511 小郡下郷609-1) ☎ 083-973-2411
 ▼ 秋穂 (〒754-1192 秋穂東6570) ☎ 083-984-2121
 ▼ 阿知須 (〒754-1292 阿知須2743) ☎ 0836-65-4111
 ▼ 徳地 (〒747-0292 徳地堀1561-1) ☎ 0835-52-1111
 ▼ 阿東 (〒759-1512 阿東徳佐中3417-2) ☎ 083-956-0111



本人通知制度を「存知ですか

この制度は、本市に本籍や住民登録のある方が事前に登録するごとに、登録者の住民票の写しや戸籍謄本等を代理人や第三者に交付した場合に、その事実を登録者本人に通知し、不正請求を抑制するものです。

▼本人通知の対象となる証明書

民票の写し、住民票の記載事項証明書 戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、戸籍の記載事項証明書（削除された住民票・附票、除籍・改正原戸籍を含む）

▼登録できる方

登録がある方（除籍または削除された方を含む）

お電話での問い合わせが困難な方は、お名前、FAX番号を明記の上、下記までご連絡ください。担当へおつなぎします。広報広聴課 FAX 083-934-2643

2771 戸籍住民課 ☎ 083-934-1040

償却資産の申告をお忘れなく

固定資産税は、土地・家屋のほかに償却資産にも課税されます。令和8年1月1日時点、市内に償却資産を保有する方、特に新しく事業を始めた方などは忘れずに申告書を提出してください。

▼申告期間

1月5日（月）～2月2日（月）

▼申告対象

法人や個人が事業のために用いる土地、建物以外の資産。

構築物（建物付属設備・鋪装工事・外構工事など）・機械・器具・備品など。

※事業とは、生産・営利を目的として経営すること。アパート経営や太陽光発電売電事業なども含む。

申回 資産税課 ☎ 083-934-2736

のポイントを守りましょう。

【4つの習慣】

①ストーブやコンロ等は安全装置のついた機器を使用する／②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する／③部屋を整理整頓し、寝具やカーテン等は防炎品を使用する／④消火器等を設置し使い方を確認する／⑤避難経路と避難方法を常に確保する／⑥地域ぐるみの防火対策を行う



【6つの対策】

①ストーブやコンロ等は安全装置のついた機器を使用する／②住宅用火災警報器を定期的に点検し、10年を目安に交換する／③部屋を整理整頓し、寝具やカーテン等は防炎品を使用する／④消火器等を設置し使い方を確認する／⑤避難経路と避難方法を常に確保する／⑥地域ぐるみの防火対策を行う

申回 消防本部予防課 ☎ 083-932-2605

図書館の年末年始の休館等

施設名	休館期間	ブックポスト 休止期間	貸出点数 変更期間	貸出点数 変更内容
中央図書館 小郡図書館 秋穂図書館 阿知須図書館 徳地図書館 阿東図書館	12月29日(月) ～ 1月3日(土)	12月28日(日)17時 ～ 1月4日(日)8時30分	12月15日(月) ～ 12月28日(日)	・【図書】 10冊まで ⇒20冊まで ・【雑誌】 5冊まで ⇒10冊まで ・【視聴覚資料】 変更なし (3点まで)
山口地域の 各地域交流 センター	12月27日(土) ～ 1月4日(日)	12月26日(金)17時 ～ 1月5日(月)9時	変更なし	変更なし

住宅火災に「注意を

市では、災害対策基本法に基づき、災害時の迅速な避難や安否確認につなげるため、自力で避難することが困難で、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

避難行動要支援者名簿の 提供同意のお願い

市では、災害対策基本法に基づき、災害時の迅速な避難や安否確認につなげるため、自力で避難することが困難で、特に支援が必要な方（避難行動要支援者）の名簿を作成しています。

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の方へ

高額医療・高額介護合算療養費支給対象のお知らせ

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯で、1年間（令和6年8月1日～令和7年7月31日）に支払った自己負担額を合算した額が自己負担限度額を超えた場合、超えた金額を申請により受給できます。下表①と②の対象者にはお知らせを発送します。同封の申請書に必要事項をご記入の上、担当窓口に提出してください。

加入保険別申請書発送時期・担当窓口

加入医療保険	申請書発送時期	担当窓口
① 市国民健康保険	令和8年3月頃	保険年金課
② 後期高齢者医療制度	令和8年2月頃	
③ 上記以外の保険	各保険者にお問い合わせください	

なお、次に該当する方にはお知らせできない場合がありますので、下記までお問い合わせください。

令和6年8月1日から

令和7年7月31日までの間に

- ・他の市町村から転入または他の市町村へ転出された方
- ・医療保険が変更になった方

※自己負担限度額は、所得区分に応じて異なります。

※制度の詳細については、市ウェブサイトやパンフレット「わが家の国保」でご確認ください。パンフレットは、保険年金課、各総合支所、各地域交流センターにあります。

問い合わせ

- ・国民健康保険について…保険年金課 ☎ 083-934-2802
- ・後期高齢者医療制度について…山口県後期高齢者医療広域連合事務局 ☎ 083-921-7113、保険年金課 ☎ 083-934-2969
- ・介護保険について…介護保険課 ☎ 083-934-2795

※被用者保険の方は、各保険者にお問い合わせください。



このたび、新たに避難行動要支援者の対象となられた方、および過去の未回答者の方に対しても、同意を確認する書類を郵送しますので、内容を確認の上、回答をお願いします。

▼避難行動要支援者の対象要件

①70歳以上の一人暮らしのうち避難行動が困難な方／②75歳以上の世帯等で避難行動が困難な方／③要介護3以上の方／④身体障害者手帳1・2級（総合等級）で第1種（心臓・腎臓機能障害のみは除く）の方／⑤療育手帳Aの方／⑥精神障害者保健福祉手帳1級の方／⑦難病や小児慢性特定疾患で、人工呼吸器等を装着し、かつ避難行動が困難な方

【テレビショッピングも通信販売です】
最近、テレビショッピングやチャラシ・カタログ等を見て、電話で申し込みだら、「定期購入になっていた」「返品を断られた」という相談が増えています。クーリング・オフはできず、事業者の規約に従うことになるため、電話やはがきで申し込む際は、条件を確認することが大事です。

【消費生活センター ☎ 083-934-7171】

プラスチックは3つのRで減らしましょう

ポイ捨てされたプラスチックごみは、川から海へと流れ、海の環境や生態系に悪影響を及ぼします。
【Reduce…使い捨てを減らす】
・マイバッグやマイボトルを使用しましょう

・プラスチック製のスプーン、ストローなど使い捨て食器はもうわないようにしましょう
【Reuse…繰り返し使う】
・シャンプーや洗剤等は詰め替え商品を利用しましょう

【Recycle…原材料として再利用】
・市のルールに従って分別しましょう

消費生活センターからのお知らせ

12月1日付けで、全国一斉に民生委員・児童委員の一斉改選が行われ、本市でも422人が厚生労働大臣からの委嘱を受けました。任期は令和10年11月30日までの3年間です。民生委員・児童委員についての詳細は下の二次元コード参照。



【地域福祉課 ☎ 083-934-1554】

【防災危機管理課 ☎ 083-934-2723】

廃棄物の焼却は止めましょう

廃棄物の焼却は、法律で原則禁止されています。家庭からの廃棄物は、市の可燃物収集を利用するか、市取扱施設へ直接持ち込んでください。その他事業所からの廃棄物は、許可を持つ業者に依頼するなど適正に処理してください。

■ 環境衛生課 ☎ 083-934-2690、南部衛生担当 ☎ 083-973-8136

に、左記の施設でオンライン予約受付の実証実験を開始します。詳細は下の二次元コード参照。



▼受付開始日時 1月5日（月）12時

▼対象地域・学校
・宮野地域…宮野小学校、宮野中学校
・湯田地域…湯田小学校、湯田中学校
・大歳地域…大歳小学校
・阿知須地域…阿知須小学校、井関小学校、阿知須中学校
・徳地地域…中央小学校、徳地中学校

▼利用者登録について
①対象地域の地域交流センターの窓口で登録、②予約サイト（下の二次元コード）の「アカウント登録」から。



※利用者登録のほか、学校施設利用には団体の要件確認が必要です。

詳しくは、対象地域の地域交流センターにお問い合わせください。

■ 環境衛生課 ☎ 083-934-2991

冬用タイヤの装着を！

雪の季節です。お出かけ前は冬用タイヤの装着・チエーンの携行・道路状況の確認をお願いします。

積雪・凍結による走行不能車のほとんどが冬用タイヤ未装着です。積雪・凍結道路で滑り止め措置をしない場合、処罰の対象となります。

学校施設利用に係るオンライン予約実証実験

市民の皆さんの利便性向上を目的

令和8年度の奨学生（無利子）の募集

経済的な理由により修学が困難な方を対象として、奨学生を募集



■ 環境省山口河川国道事務所 ☎ 0835-22-1785

の外出はお控えください。
※冬季の路面状況は下の二
次元コード参照。



ワンポイント手話

その 30

障がいを知り
共に生きる



手話



「手話」は大切な「ことば」です。今回も、簡単に

すぐに対応できる一言を紹介します。今回は「家族」、「友達」、「仲間」を紹介します。

※過去の記事も含め、詳細は右上の二次元コード参照。

■ 障がい福祉課 ☎ 083-934-2794 FAX 083-934-4142

①家族

左手を斜めに構えます。

右手の親指と小指を立てて、左手の下で半回転させます。



②友達

両手の手のひらをしっかりと握ります。

③仲間
「友達」の手話のまま水平に円を描きます。

▼貸与額 月額4万円以内（無利子）
■ 申込 2月13日（金）までに、
来課または郵送で、市ウェブサイト（下の二次元コード）

